

図 14 給水区域と主要施設（吉和簡易水道事業）

キ 宮島簡易水道事業

宮島簡易水道事業の施設概要は、図 15 のフロー図に示すとおりです。水源は、県用水と2カ所の自己水です。自己水は、浄水場にて浄水処理したうえで、大砂利浄水場からは各配水池へ送水し、多々良浄水場は直接配水しています。取水点・受水点及び配水池などの位置は、図 16 に示します。

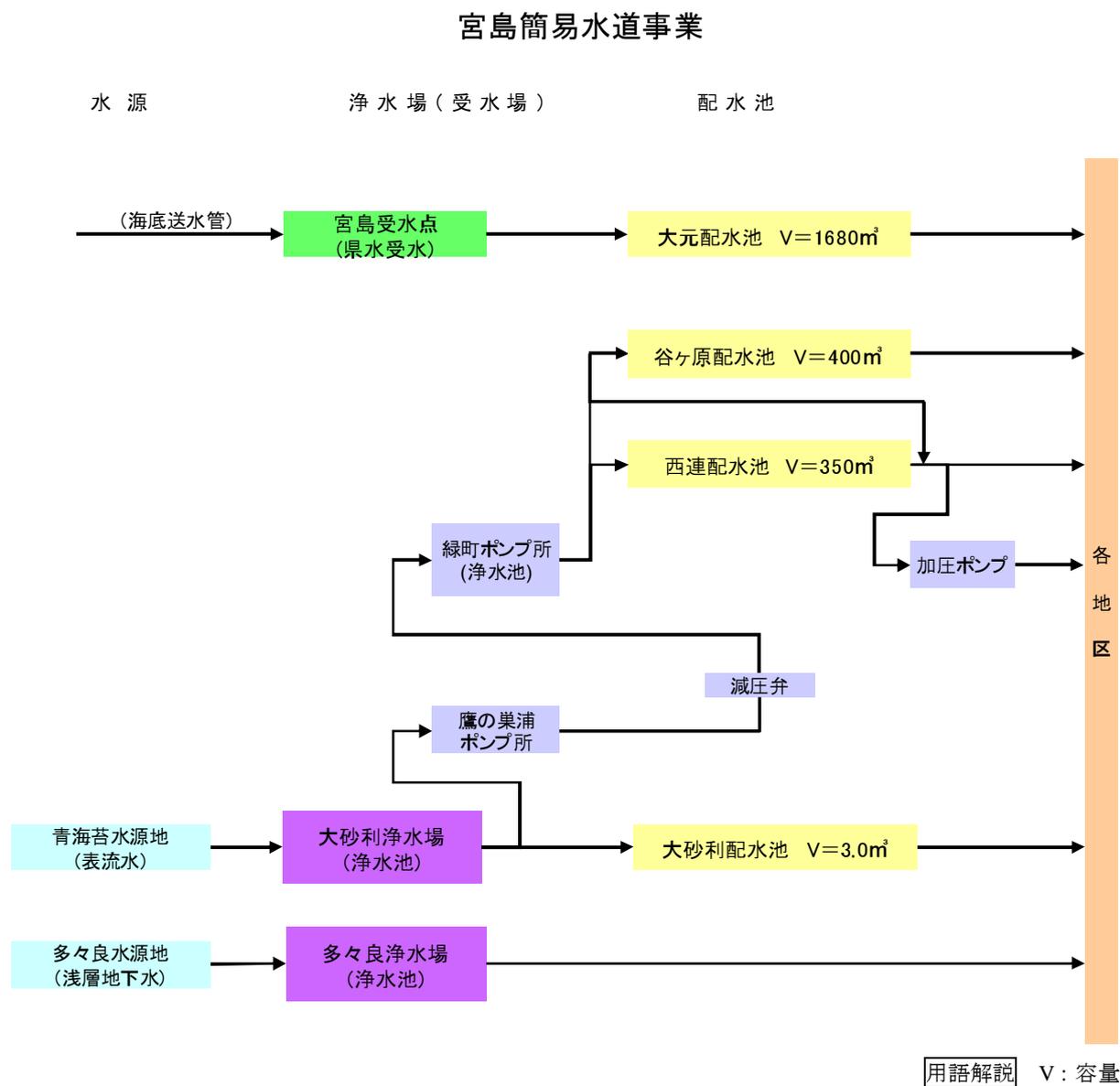


図 15 配水フロー (宮島簡易水道事業)

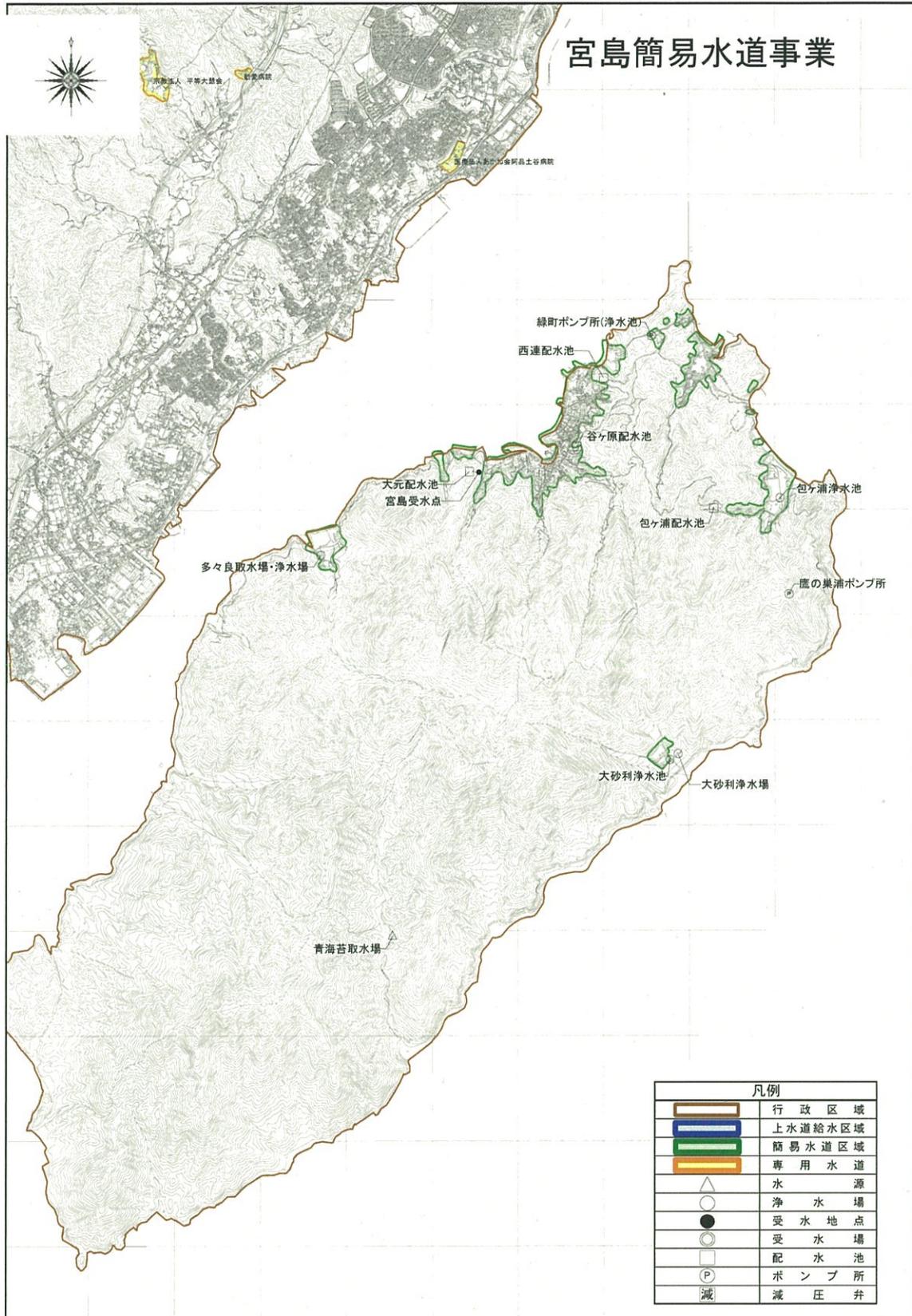


図 16 給水区域と主要施設（宮島簡易水道事業）

(2) 水質汚染対策の必要性

本市の上水道事業では、4つの井戸水源(水ノ越第1、筏津、池田、棚田)において塩素消毒による給水を実施していますが、適切な水質基準を保つためには、クリプトスポリジウムなどによる汚染リスクへの対策が必要です。

用語解説 ※クリプトスポリジウム:水道で消毒のために使用する塩素に対して耐性がある原虫である。経口感染により激しい下痢(主として水様性)、腹痛、嘔吐、微熱などの症状を引き起こす。

(3) 水安全計画に基づく管理

本市では、平成24年8月に廿日市市水安全計画を作成しました。食品衛生管理手法であるHACCPの考え方を取り入れ、水源から蛇口までのあらゆる過程において水道水の水質に悪影響を及ぼす可能性のある危害要因を分析し、管理対応する方法をあらかじめ定めています。このシステムを運用することにより、水源から蛇口までの水質管理の水準を高め、広島県と連携を図り、より高いレベルの安全で良質な水道水の安定供給を必要とされます。

また、水道事業を取り巻く環境が変化する中、将来にわたってより高いレベルの安全性やおいしさを確保していくためには、これまで培った技術の継承はもとより、更なる技術の向上が不可欠です。

この水安全計画の管理運用については、適切な体制を整備して定期的な検証と見直しを図るものとしています。管理運用における見直し事項は以下のとおりです。

- 運用状況に基づいた問題点や課題に対する対応
- 施設整備などへの対応
- 新たな水質状況への対応
- その他

用語解説 ※HACCP:食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染などの危害をあらかじめ分析し、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重点管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法のこと。

(4) 安全な水の供給に向けた評価と課題

本市では安全な水の供給に向けて、大野浄水場をはじめとする浄水施設の整備や水安全計画の作成などを進めてきました。今後の水質管理のレベルアップに向けて必要な課題は以下のとおりです。

主要な課題

- 水安全計画の管理運用
- 水質管理運用技術の向上
- 広島県との連携による水質の向上
- 新たな水質汚染物質や水源水質悪化への対応